

平成26年度農政環境部補助金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、補助金の公正かつ効率的な使用の促進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）等に定めるもののほか、補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

(補助金の交付対象)

第2条 県は、予算の範囲内において、この要綱に基づき、事務又は事業（以下「事業等」という。）に要する経費の全部又は一部を補助するものとし、当該補助の対象となる事業等（以下「補助事業」という。）の目的、補助事業の内容、補助金の額等に関しては、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

なお、補助金交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額（補助対象経費に含まれる消費税等に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 知事は、前条の申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請に係る補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

なお、交付決定の段階で仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを除いた額について交付決定を行うこととする。

2 知事は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付するものとする。

なお、補助事業における消費税等が仕入れに係る税額控除の対象となる事業主体に対する補助金の交付決定には、次の条件を付するものとする。

(1) 第3項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(2) 補助事業者は、実績報告の提出後に、消費税等の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において、前号の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額）を別記様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて当該金額を県に返還しなければならない。

(3) 補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とする給付金（以下「間接補助金」という。）の交付の対象となる事務又は事業（以下「間接補助事業」という。）を行う者（以下「間接補助事業者」という。）に対する間接補助金の交付決定に当たって、補

助事業者は、第 1 号及び前号の交付条件を遵守するために必要な条件を付さなければならない。

- 3 知事は、交付決定の内容及びこれに付した条件を、補助金交付決定通知書（様式第 2 号）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第 5 条 助事業者は、前条第 3 項の通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から 15 日以内は、申請の取下げをすることができる。

- 2 前項の申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定はなかったものとみなす。

（補助事業の着手の届出）

第 6 条 知事は、助事業者が補助事業に着手したときは、その旨を届け出るよう求めることができる。

（補助事業の変更、中止又は廃止）

第 7 条 助事業者は、第 1 号又は第 2 号に掲げる変更を行おうとする場合は、補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第 3 号）を、第 3 号に掲げる中止又は廃止を行おうとする場合は、補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く）
- (2) 補助事業の内容の変更（知事が別に定める軽微な変更を除く）
- (3) 補助事業の中止又は廃止

- 2 知事は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を補助金交付決定内容変更承認通知書（様式第 5 号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第 6 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第 8 条 助事業者は、第 4 条第 3 項の規定により通知された金額（以下「交付決定額」という。）の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第 7 号）及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があったときは、第 4 条第 1 項及び第 2 項の規定に準じ決定を行い、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第 8 号）により、当該申請者に通知するものとする。

（補助事業の遂行状況報告等）

第 9 条 助事業者は、知事から補助事業の遂行状況の報告を求められたときは、知事が別に定めるところにより当該報告をしなければならない。

- 2 助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了する見込みがない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業遂行困難状況報告書（様式第 9 号）を知事に提出して、その指示を受けなければならない。
- 3 助事業者は、国庫補助を受けて実施する補助事業の完了見込みが翌年度となる場合は、前項の規定にかかわらず、県を通じて国へ提出する繰越承認申請の提出をもって補助事業遂行困難状況報告に代えることができるものとする。

(補助事業の完了の届出)

第 10 条 知事は、補助事業者が補助事業が完了したときは、その旨を届け出るよう求めることがある。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)又は第 4 条の交付決定に係る県の会計年度が終了したときは、補助事業実績報告書(様式第 10 号)及び知事が別に定める添付書類を知事にその指定する期日までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第 12 条 知事は、補助事業の完了に係る前条の実績報告があった場合において、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは当該内容等に適合させるための措置を執るべきことを当該補助事業者に命ずることができる。

2 前項の規定は、第 9 条第 1 項の報告があった場合に準用する。

3 補助事業者は、第 1 項の措置が完了したときは、第 11 条の規定に従って実績報告をしなければならない。

(額の確定)

第 13 条 知事は、補助事業の完了に係る第 11 条及び前条第 3 項の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第 11 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、確定した補助金の額が、交付決定額(第 8 条第 2 項の規定により変更された場合にあつては、同項の規定により通知された金額をいう。以下同じ。)と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(補助金の請求)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の額の確定を行ったのち、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第 12 号)により補助金を交付する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず概算払することがある。

(交付決定の取消し)

第 15 条 知事は、補助事業者又は間接補助事業者が、次の各号の一に該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金又は間接補助金を補助事業又は間接補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により補助金又は間接補助金の交付を受けたとき。

2 知事は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を補助金交付決定取消通知書(様式第 13 号)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 16 条 知事は、前条第 1 項の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 知事は、第 13 条第 1 項の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から 15 日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、前 2 項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第 17 条 補助事業者は、前条第 1 項の規定により補助金の返還を命じられたときはその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した遅延利息を県に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第 18 条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該補助事業が完了した年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 19 条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を、別に定める処分制限期間内に、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供する場合において、その取得価格又は効用の増加価格が 50 万円以上であるときは、知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項の承認の対象となる財産に係る台帳を備え、その処分制限期間の間、保存しておかななければならない。

(電子情報処理組織による手続の特例)

第 20 条 知事は、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる。

2 前項の規定により、この要綱に定める手続について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 16 年兵庫県条例第 14 号)及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 16 年兵庫県規則第 58 号)の例による。

(補 則)

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、別に定める。

2 知事及び補助事業者は、補助金の交付等に関し国から指示がある場合は、その指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(手続の特例)

- 2 この要綱第 4 条第 1 項の規定による補助金の交付決定に関し必要な手続その他の行為は、施行日前においても、この要綱の規定の例によりすることが出来る。

別表（第2条関係）

補助事業名	
補助事業の目的	
補助事業の 対象となる者	
補助事業の 対象となる経費	別紙のとおり
補助率	
補助金の額	
適用除外する条項	
その他の事項	

別 に 定 め る 事 項

関 係 条 項	内 容	
第 3 条	(添 付 書 類)	
	(指 定 期 日)	
第 7 条 第 1 項	(軽 微 な 経 費 配 分 の 変 更)	
	(軽 微 な 事 業 内 容 の 変 更)	
第 8 条 第 1 項	(添 付 書 類)	
	(指 定 期 日)	別紙のとおり
第 9 条 第 1 項	(報 告 事 項 等)	
第 1 1 条	(添 付 書 類)	
	(指 定 期 日)	
第 1 9 条 第 1 項	(処 分 制 限 期 間)	